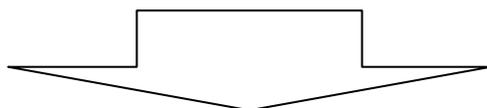


根拠法のない共済の契約者保護ルールの導入

～平成 17 年保険業法改正（平成 18 年 4 月施行）～

<平成 17 年改正前>

- 保険業法の対象は、「不特定」の者を相手方として保険の引受けを行う保険業。
- 任意団体等で「特定」の者を相手方として保険業類似の事業を行うものについては、法規制や監督官庁がない。
(JA 共済等の制度共済は別途の規制あり。)



<平成 17 年改正後>

- 契約者保護の観点から保険業の定義を見直し、「特定」の者を相手方として保険の引受けを行う事業についても、原則として保険業法の規定を適用。
- 一定の事業規模の範囲内で少額短期の保険のみの引受けを行う事業者について、登録制等の新たな規制の枠組み（＝少額短期保険業者）を創設。
- 既存の事業者には、2 年間の移行期間を設ける等所要の経過措置。
- 公益法人については、「当分の間」共済事業を行うことができるとの経過措置。
※ その後の公益法人制度改革法により、経過措置の適用は、新法人への移行までとされた。
- 法施行後 5 年以内に、改正事項について検討を行い、必要な措置を講ずる。